

原議保存期間	3年(平成32年3月31日まで)
有効期間	一種(平成32年3月31日まで)

警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察（方面）本部長
（参考送付先）
警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁少発第76号
平成29年3月30日
警察庁生活安全局少年課長

サイバー補導の推進について（通達）

サイバー補導については、「サイバー補導の推進について」（平成25年10月10日付け警察庁丁少発第143号）に基づき推進中のところ、インターネットに起因する福祉犯被害が増加するなど、児童の保護をめぐる状況は依然として厳しいことから、下記のとおり一層効果的な推進に努められたい。

なお、前記通達は廃止する。

記

1 目的

児童が援助交際を求める等のインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った児童と接触して直接注意・助言等を行うことで援助交際等を防止することにより、インターネットに起因する福祉犯被害から児童を保護し、その健全育成を図ることを目的とする。

2 体制

各都道府県警察の実情に応じて、サイバー補導に対応できる体制を構築すること。

また、インターネット上において援助交際を求める等の書き込みをしている者が主に女子児童であることから、女性警察職員の活用に配慮すること。

3 実施要領

(1) サイバーパトロール

各都道府県警察において、コミュニティサイト等を検索して、サイバー補導の対象となる書き込みを発見する。

サイバー補導の対象となる書き込みについては、児童と思料される者による援助交際を求める等の不適切な書き込みのうち、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定する禁止誘引行為（同法第6条第5号を除く。）等の犯罪行為に該当しないものとする。

(2) 交信

サイバー補導の対象となる書き込みを発見した場合、その書き込みを行った者（以下「対象者」という。）と現場で接触できるよう、メッセージアプリを

活用するなどして対象者と交信する。

なお、交信に当たっては、対象者に対し、性交等又は対償供与を示して異性交際を誘引する内容のメッセージを送信しないように留意すること。

(3) 接触及び補導

対象者と接触した結果、児童と判明した場合はもとより、年齢が18歳又は19歳であった場合についても、注意・助言を行うとともに、必要に応じて保護者に対し、当該少年の不良行為の事実を連絡の上、必要な監護又は指導上の措置を促すこと。

なお、接触については、複数の職員で対応することとし、少年であることを十分考慮した上で、逃走や美人局等を想定した体制を確保するなど、各種事故防止に留意すること。

(4) 不良行為の種別

インターネット上に不適切な書き込みを行っていることを捉えて補導した場合は、原則として、「不良行為少年の補導について」（平成20年10月17日付け警察庁丙少発第33号別添）の別表「不良行為の種別及び態様」の「不健全娯楽」とすること。

自ら買春の相手方となるなど健全育成上支障のある性的行為を行っていること補導時に認められた場合は「不健全性的行為」とすること。

なお、各都道府県警察において、警視総監又は道府県警察本部長が不良行為の種別を指定しており、同指定の不良行為に該当する場合には、同行為としても差し支えない。

4 少年育成担当部門と福祉犯捜査担当部門の連携

対象者は、児童買春、児童ポルノ事犯や売春の周旋等の福祉犯の被害児童である可能性があることから、少年育成を担当する部門と福祉犯捜査を担当する部門が連携を密にして、被害児童の早期救出と被害の拡大防止に努めること。

5 適切な業務管理

警察本部少年担当課の幹部は、サイバー補導の実施要領等について教養を実施するとともに、交信や接触の実施状況を適宜確認するなど、適切に業務管理を行うこと。

6 その他

- (1) サイバー補導を効果的かつ効率的に実施するため、スマートフォンやタブレット端末等資機材の整備費や通信費等必要な予算の確保に努めること。
- (2) サイバー補導の実施状況に係る報告要領については、別途通知する。